

健管政第114号  
平成22年10月12日

静岡県国民健康保険団体連合会理事長 様

静岡県健康福祉部管理局政策監

こども医療費助成事業、重度障害者（児）医療費助成事業及び  
母子家庭等医療費助成事業の事務手続きについて（通知）

日ごろ、こども医療費助成事業、重度障害者（児）医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業の支払事務に関しましては、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成22年3月15日付け厚管政第204号にて通知しましたこのことについて、事務の一層の効率化のため、別紙のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、併せて各医療機関を対象とした、「静岡県単独福祉医療費助成制度 C S V形式による記録方法」のIの1についても同様の改正を行いましたので、お知らせします。

担 当

3 医療費助成事業の契約等総括的なことについて：

政策監付企画班 電話番号 054-221-3357

重度障害者（児）医療費助成事業の制度内容について：

障害福祉課知的障害福祉班 電話番号 054-221-2367

(別紙)

※変更は下線部のみ

変 更 前
<p>医療機関及び薬局から静岡県国民健康保険団体連合会に提出される医療費請求書（乳幼児医療費助成事業）及び、医療費明細書（重度障害者（児）医療費助成事業（注）、母子家庭等医療費助成事業）の提出方法について、従来の紙媒体による提出に加え、磁気媒体での提出を可能とする。（平成 22 年 4 月診療分から適用）</p> <p>なお、磁気媒体による提出については、「静岡県単独福祉医療費助成制度 CSV 形式による記録方法」に基づき提出するものとする。</p> <p>注：重度障害者（児）医療費助成事業の受給者証に「給付制限有り」（※）の記載がある場合は、<u>従前どおり紙媒体のみの提出とする。</u></p> <p>※内部障害 3 級及び 65 歳以上の新規受給者のうち入院費用が対象外とされている受給者</p>
変 更 後
<p>医療機関及び薬局から静岡県国民健康保険団体連合会に提出される医療費請求書（<u>こども医療費助成事業</u>）及び、医療費明細書（重度障害者（児）医療費助成事業（注）、母子家庭等医療費助成事業）の提出方法について、従来の紙媒体による提出に加え、磁気媒体での提出を可能とする。（平成 22 年 4 月診療分から適用）</p> <p>なお、磁気媒体による提出については、「静岡県単独福祉医療費助成制度 CSV 形式による記録方法」に基づき提出するものとする。</p> <p>注：重度障害者（児）医療費助成事業の受給者証に「給付制限有り」（※）の記載がある場合は、<u>助成対象外の医療費を除く調整ができる場合に限り、磁気媒体での提出を可能とする。（平成 22 年 11 月診療分から適用）</u></p> <p>※内部障害 3 級及び 65 歳以上の新規受給者のうち入院費用が対象外とされている受給者</p>